



## 京都市における公害苦情の状況（令和元年度）について

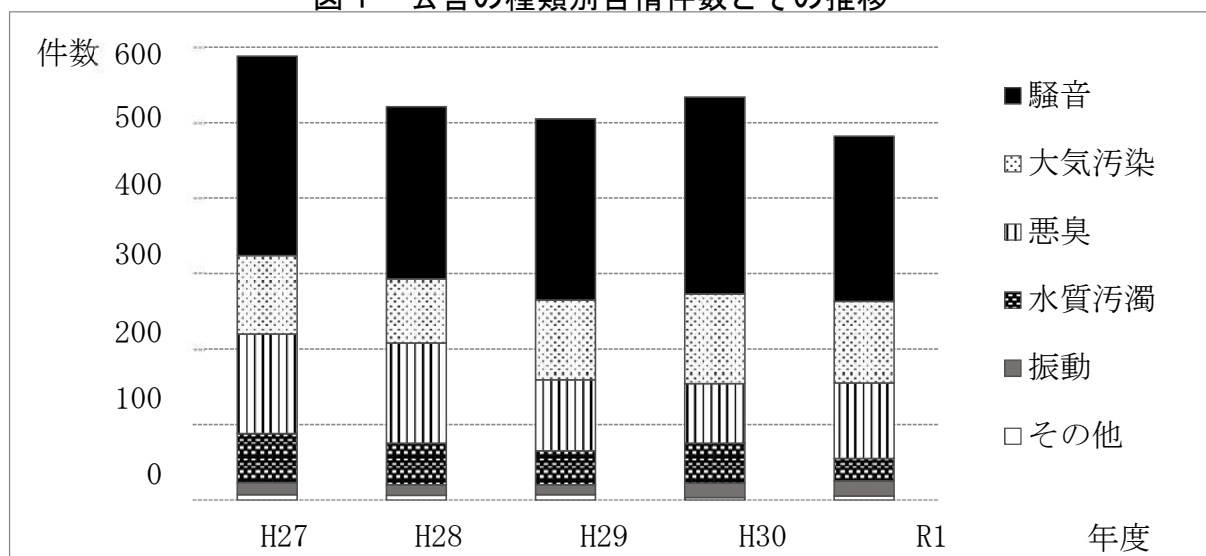
京都市では、市民の皆様からの騒音や大気汚染などに関する苦情の申出について、市内2箇所の環境共生センターが、発生源に対する立入調査や指導を行うとともに、各関係機関との連携のもと、早期解決を図り、生活環境の改善に向けて取り組んでいます。

この度、令和元年度に本市で受け付けた公害苦情の状況について取りまとめましたので、お知らせします。

### 1 公害の種類別苦情件数とその推移

令和元年度に本市で受け付けた公害苦情の件数は482件であり、公害の種類別に見ると、騒音が219件（総受付件数の45.4%）と最も多く、次いで大気汚染が108件（同22.4%）、悪臭が100件（同20.7%）となっており、これら3公害で全体の88.6%を占めています（図1）。

図1 公害の種類別苦情件数とその推移



年度	H27	H28	H29	H30	R1(構成比%)	前年度差
騒音	264	228	240	261	219 (45.4)	▲42
大気汚染	104	85	106	119	108 (22.4)	▲11
悪臭	132	133	94	79	100 (20.7)	21
水質汚濁	65	55	45	53	30 (6.2)	▲23
振動	16	14	13	19	20 (4.1)	1
その他	7	6	7	3	5 (1.0)	2
合計	588	521	505	534	482 (100)	▲52

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

## 2 公害の種類別の状況

### (1) 騒音

騒音に関する苦情は平成30年度と比較して42件減少し、219件でした(表1)。

発生原因としては、工事・建設作業に関する苦情が106件と約半分を占め、次いで近隣騒音に関する苦情が57件(26.0%)、工場等の操業に関する苦情が44件(20.1%)となっています。

発生原因として最も多い、工事・建設作業に関する苦情の未然防止に向けて、作業の届出時や立入調査時に、建設・解体工事を行う事業者に対し、騒音防止について指導しています。

また、近隣騒音に関する苦情については、関係団体や拡声機を使用する事業者に対し、騒音防止について啓発・指導を行っています。

表1 騒音の発生原因別苦情件数

発生原因		件数		構成比(%)	
		件数		構成比(%)	
工事・建設作業		106		48.4	
近隣騒音	飲食店営業	57	22	26.0	10.0
	カラオケ		6		2.7
	家庭生活		4		1.8
	拡声機		4		1.8
	その他		21		9.6
工場等の操業		44		20.1	
移動発生源	自動車運行	3	2	1.4	0.9
	鉄道運行等		1		0.5
その他		3		1.4	
発生源不明		6		2.7	
合計		219		100	

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

### (2) 大気汚染

大気汚染に関する苦情は平成30年度と比較して11件減少し、108件でした(表2)。

発生原因としては、工事・建設作業に関する苦情が75件と約7割を占め、次いで工場等の操業に関する苦情が15件(13.9%)、焼却(野焼き)に関する苦情が11件(10.2%)となっています。

発生原因として最も多い、工事・建設作業に関する苦情の未然防止に向けて、作業の届出時や立入調査時に、解体工事を行う事業者に対し、粉じんの発生防止について指導しています。

表2 大気汚染の発生原因別苦情件数

発生原因	件数		構成比(%)	
	件数		構成比(%)	
工事・建設作業	75		69.4	
工場等の操業	15		13.9	
焼却(野焼き)	11		10.2	
飲食店営業	1		0.9	
家庭生活	1		0.9	
その他	5		4.6	
合計	108		100	

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

### (3) 悪臭

悪臭に関する苦情は平成30年度と比較して21件増加し、100件でした(表3)。

発生原因としては、工場等の操業に関する苦情が34件(34.0%)と最も多く、次いで飲食店営業に関する苦情が20件(20.0%)、焼却(野焼き)に関する苦情が12件(12.0%)、工事・建設作業に関する苦情が7件(7.0%)、家庭生活5件(5.0%)となっています。

発生原因として最も多い、工場等の操業に関する苦情の未然防止に向けて、悪臭苦情が発生している又は発生する可能性のある工場・事業場に対して悪臭測定を実施し、規制基準等を遵守するよう指導しています。

表3 悪臭の発生原因別苦情件数

発生原因	件数	構成比(%)
工場等の操業	34	34.0
飲食店営業	20	20.0
焼却(野焼き)	12	12.0
工事・建設作業	7	7.0
家庭生活	5	5.0
自然系	1	1.0
その他	1	1.0
発生源不明	20	20.0
合計	100	100

### (4) 水質汚濁

水質汚濁に関する苦情は平成30年度と比較して23件減少し、30件でした(表4)。

発生原因としては、工場等の操業に関する苦情が9件と多く、工事・建設作業、家庭生活、自然系、廃棄物投棄が各1件となっています。

発生原因として最も多い、工場等の操業に関する苦情の未然防止に向けて、排水量の多い工場等に対して採水検査を実施するとともに、排水基準を遵守するよう指導しています。

また、水質汚濁に関する苦情のうち、河川等の公共用水域における魚類のへい死や油の流出等の突発的な水質汚濁事案に対しては、直ちに発生原因の調査を実施するとともに、関係機関と連携し、下流域への影響を防止するための応急対策を行っています。

表4 水質汚濁の発生原因別苦情件数

発生原因	件数	構成比(%)
工場等の操業	9	30.0
工事・建設作業	1	3.3
家庭生活	1	3.3
自然系	1	3.3
廃棄物投棄	1	3.3
その他	5	16.7
発生源不明	12	40.0
合計	30	100

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

### 3 解決に向けた取組

苦情の申出については、北部環境共生センター（管轄：北区，上京区，左京区，中京区，右京区）及び南部環境共生センター（管轄：東山区，山科区，下京区，南区，西京区，伏見区）において対応を行っています。

申出があった際には、直ちに発生原因を調査し、公害関係法令に基づく規制基準の遵守等，解決に向けた指導を行っています。発生防止対策として，工場・事業場等に対して各種リーフレットを配布し，啓発・指導を行い，生活環境の保全に向けた取り組みを行っています。

また，苦情の申出に対しては，総受付件数の95.0%に当たる458件について，3日以内に初動調査を実施するなど迅速な対応を行っています（表5）。

今後も，市民の皆様からの申出に対して，迅速かつ丁寧な対応を行うことにより，生活環境の改善に努めてまいります。

表5 初動調査までの日数(割合)

年度	H29		H30		R1	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
当日	418	82.8	407	76.2	325	67.4
3日以内(当日を除く)	83	16.4	113	21.2	133	27.6
4日以上	4	0.8	14	2.6	24	5.0
受付件数	505	100	534	100	482	100

※初動調査は，原則当日実施であるが，工場等の操業状態，申立人の要望等により，翌日以降に実施することがある。